

2014. 9. 24 更新

第2回 高安自然再生協議会(要旨)

日時：2014年8月1日(金)午後5時から7時まで

ところ：大阪経済法科大学八尾キャンパス 7F 705 会議室

テーマ：高安地域自然再生活動の全体構想

参加者：24名

高安自然再生活動の全体構想案について

1 役員と委員の参加状況

会長 加納義彦(大阪経済法科大学教授 NPOニッポンバラタナゴ高安研究会代表)

会長代理 養父志乃夫(和歌山大学教授 自然再生学会会長)

環境省近畿地方環境事務所 統括自然保護企画官 田村省二、坂本

大阪府中部農と緑の総合事務所 緑地整備課 松田幸子

大阪府八尾土木事務所都市みどり課 難波孝行

八尾市 政策企画部政策推進課 藤木 得 御前 敬

八尾市 経済環境部環境保全課 平尾克之、松本

環境アニメイテッドやお 橋本 久

大阪経済法科大学 加納義彦、道光、(華立、バルダス)

NPO法人ニッポンバラタナゴ高安研究会 加納義彦、(加納龍三)

株式会社庭樹園 太田博之、

大阪緑のトラスト協会 白井 武、松本祐子

久宝寺緑地管理事務所 福田久美子

シャープ(村田)

森林インストラクター阪奈会(齋藤)

八尾市農業委員会 齋藤 暁

学識専門家(アドバイザー)

養父志乃夫(和歌山大学システム工学科 教授、自然再生学会会長)

河村功一(三重大学生物資源学研究所 生物圏生命科学専攻 准教授)

長田芳和(大阪教育大学名誉教授)

西辻 豊(NPO法人ニッポンバラタナゴ研究会理事)

2 当協議会の目的と手順

(目的) 第4条 八尾市高安区域の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を

行うことを目的とすることを再度、確認した。

(所掌事務) 第5条 当協議会は、次に掲げる事務を行うことを確認した。

- (1) 当協議会は高安の自然再生全体構想の作成する
- (2) 高安自然再生実施計画の案の協議する
- (3) 自然再生事業の実施に係わる連絡調整を行う
- (4) その他必要な事項を協議する

自然再生協議会の手順として、対象地区の生態調査やモニタリングを行い、自然再生の全体構想を作成し、その後自然再生実施計画案に従って実証事業を実施し、その結果に対して順応的に対処することを確認した。

3 自然再生基本方針の見直しについて

1. 自然再生基本方針について

自然再生推進法(平成14年法律第148号)第7条に基づき、自然再生に関する施策を総合的に推進するための方針として定められるもので、環境大臣が、農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して案を作成し、閣議の決定を求めるもの。おおむね5年ごとに見直しを行うこととされている。

2. 自然再生を取り巻く状況

平成15年1月に施行され、関係省庁の連携とNPOや地域住民など多様な主体の参加のもとに事業を推進し、法に基づく自然再生協議会が全国25箇所を設置され、森林、湿原、干潟など多様な生態系を対象として、損なわれた生態系の回復を目指した取組が実施されている。

前回(平成20年10月)の自然再生基本方針の見直しから5年が経過したことから、同法の主務省庁である環境省、農林水産省及び国土交通省、自然再生に係る連絡調整を行う自然再生推進会議のメンバーである文部科学省により、自然再生基本方針の見直しについて検討し、必要な取り纏めを実施。

3. 自然再生基本方針

自然再生基本方針は、以下の項目を定めることとなっている。

- (1) 自然再生の推進に関する基本的方向
- (2) 自然再生協議会に関する基本的事項
- (3) 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
- (4) 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項
- (5) その他自然再生の推進に関する事項

自然再生基本方針のポイント

- ① 地域に固有の生物多様性の確保、
高安地域のニッポンバラタナゴの保護と生物多様性の保全
- ② 地域の多様な主体の参加・連携、
行政、地方自治体、地域住民、NPO、農業組合、大学、企業、など多様な主体の
連携
- ③ 科学的知見に基づく順応的取組、
ニッポンバラタナゴの生態調査と遺伝的多様性の研究、池干しの効果と水質分析、
森林保全生態調査の実施とその結果に対する順応的な対策と取組実施
- ④ 残された自然の保全と生態系の劣化要因の除去の重要性など、自然再生を進める上
での視点を示した上で、自然再生事業の具体的な考え方や手順を記述している。
里山の残された半自然を自然再生する。里地里山は放置されることによって、半自
然の生態系が悪化することになったので、里地里山における人と自然の共生関係を
再構築することによって生物多様性を確保する。

自然再生基本方針の見直しのポイント

- ① 自然再生の本格実施に伴う課題の解決
- ② 自然再生の広域的取組
- ③ 種の保存、外来生物法の改正に応じた自然再生
- ④ 東日本大震災との関係
- ⑤ 生物多様性国家戦略 2012-2020 の促進
- ⑥ 各省施策の反映
- ⑦ 自然再生の果たす役割
- ⑧ 自然環境学習の促進

具体的には、

①自然再生の本格実施に伴う課題の解決

自然再生の本格的実施段階への移行に伴う課題として、大別して技術的課題、組織的課題が生じている。技術的課題としては、工事实施中の順応的取組の事例不足への対応、工事完了後の維持管理手法への対応が必要であり、国などはその解決を図ることが必要であること。組織的課題としては、自然再生の継続のためには維持管理作業の省力化をはじめ、担い手の育成や新たな協力者を確保すること、企業や大学等の連携が重要であること、さらには、協議会の設立に向けた支援が必要であること。

技術的課題：池干しと溜池改修工事 腐葉土を含む山土を加えることによって、珪藻の繁殖と藍藻の抑制をすることによって、魚介類の多様性を確保する。保護池を維持管理するためには、少なくとも2年に1回は池干しを実施する。

組織的課題：保護池を継続して維持管理する方法として、地場産業の花弁栽培や稲作を継続することによって、溜池を利用することによって、ため池の持続的な管理が継続する。また、久宝寺緑地の心字池のように、市民の憩いの場と利用されている溜池では、毎年心字池の池干しをイベントとして実施し、絶滅危惧種のニッポンバラタナゴや在来魚種を共存させることができる。

②自然再生の広域的取組への展開

生息範囲が広範な高次消費者等を指標種として設定することにより共通認識を醸成することや自然再生技術の共有などによって広域的取組の推進を図ること、地域住民等が実施する小さな自然再生の全国展開を進めること、民間団体による自然再生が全国各地で活発に行われることなどにより、自然再生の広域的展開を進めていくことが重要であること。

大阪産ニッポンバラタナゴの保護活動は、四国高松の個体群や九州佐世保、柳川、佐賀の個体群の保護活動のモデルとなる。また、ニッポンバラタナゴだけではなく、他の絶滅危惧種のタナゴ類の保護活動のモデルケースとなり、年1度の全国タナゴサミットを開催している。

③「種の保存法」、「外来生物法」の改正に応じた自然再生

希少野生動植物等の指定状況を踏まえた自然再生の推進や必要に応じて「生息域外保全」ができる組織との連携が重要であること。また、外来種対策は各種情報を参考としながら迅速に行うことが重要であること。

ニッポンバラタナゴの保護に関しては、大阪産ニッポンバラタナゴの保全活動は、高安地域のみならず、久宝寺緑地や池田市の溜池で保護活動が推進されている。

④ 日本大震災との関係

東日本大震災からの復興に際しては、森・里・川・海の繋がりを再生することが重要であり、生態系のモニタリングを実施するとともに自然再生の手法や体制を検討することが重要であること。また、自然生態系が地域を災害から守る緩衝機能を有していることを踏まえて自然再生に取り組むことが重要であること。

自然再生活動が地域の防災活動につながっていることを考慮して、実施計画を立てる必要がある。森林整備と土石流防止活動、ため池の改修工事と土石流防止、洪水防止のための溜池遊水地機能、など。

⑤ 生物多様性国家戦略2012-2020 の促進

生物多様性国家戦略2012-2020 で定められたことを基本として自然再生に取り組む必要があること。また、生態系サービスの恩恵を受ける人は自然環境に配慮するとともに自然再生の意義を認識することが重要であること。

高安地域の地場産業である花卉栽培や造園業は 農業は

⑥ 各省の施策の反映

自然再生は、自然資源を生かした観光の促進と地域の活性化に繋がるものであること。また、社会資本整備と併せた生物の生息・生育環境の確保等が重要であること。

高安地域のエコ・ツーリズムについて

千塚の保全と地域の自然遺産であるニッポンバラタナゴの保護
伝統的な河内木綿の栽培と作り

⑦ 自然再生の果たす役割

我が国が有する文化は、自然環境の影響を色濃く受けて育まれているものであり、後世に継承するとともに、文化を継承できる豊かな自然環境を守っていくことが重要であること。また、自然環境が織りなす「美しい」景観を形成し、国民への提供に努める必要があること。加えて、自然再生は地域コミュニティの保全・再生に資するものであり、支援に努めることが重要であること。

文化の継承、河内木綿、ドビ流し、

自然環境が織りなす「美しい景観」を形成する。高安の花屏風、花卉栽培の継承

⑧ 自然環境学習の推進

学校側のニーズを踏まえた学習プログラムが自然環境学習の継続のために効果的であること。また、自然再生事業地は大学・大学院等の高等教育においても、環境学習及び環境教育の研究や人材育成を行う場となるものであること。加えて、防災・減災やESDの観点を取り入れた自然環境学習も重要であること。

大阪経済法科大学の花岡キャンパスにおける『キャンパスまるごとビオトープ計画』は、地域の自然再生のモデル地区になること。大学のカリキュラムにおける環境論、環境と社会、環境と生態、自然保護論、自然再生論、環境と防災、環境フィールドスタディ、環境演習ABなど。

地域の小中学校で実施する環境教育

大阪中学生サマースクールにおけるため池調査

4 高安自然再生協議会の意義と特色について

- 高安地域の自然再生は、大都市近郊の里地里山における自然再生である。
- この地域の自然再生の目標は、人と自然が共生して暮らせる持続可能な地域づくりを目指すことが重要である。
- そのためには、自然再生をすることによって、地場産業を活性化し、この地域で水と食料とエネルギーを少しでも自給できるシステムを開発する必要がある。

1) 水の自給について

保護池を確保することによって、ニッポンバラタナゴとドブガイが生息する溜池の水は、即、生活用水として利用化のである。

2) エネルギーの自給について

高安山の自然再生では、森林整備を実施することによって、水源の確保と土留めによる自然の砂防ダムになる。また森林資源はバイオマス資源として利用する。

八尾市一般最終ゴミ処理場におけるバイオマス発電の可能性について

3) 食糧の自給について

高安の里地における自然再生は、高安農空間づくり協議会と協働することによって、無農薬有機栽培による伝統的な河内木綿作りを実施する。無農薬有機野菜作りは今後の持続可能な食糧確保の基盤をなす。

5 久宝寺緑地のビオトープ再生とニッポンバラタナゴの保護について

大阪府の管理下にある、久宝寺緑地公園内にあり心字池の自然再生については、久宝寺緑地のイベントとして心字池の“ドビ流し”を実施することができれば、ヘラブナ釣りなどができる市民の憩いの場と絶滅危惧種の魚類の保全活動が持続的に維持することができると考えられる。

6 高安地域のニッポンバラタナゴの持続可能な保護活動について

大阪産のニッポンバラタナゴの近交化は極端に進んでいるので、池間の個体移動やより大きな複数の溜池で個体群を維持することが重要であることが再確認された。

7 高安の里地里山のエコ・ツーリズムと自然再生の可能性について

史跡を巡りながら、里山の自然を楽しむこと。高安地域の里地里山における環境教育と自然文化遺産を観察するエコ・ツーリズムを組み合わせることによって、体験型の自然再生が考えられる。

8 魅力ある生活の空間としての高安地域

高安中学校と中高安、北高安小学校の統合による跡地問題や、今後の高安地域のまちづくりと自然再生活動について

自然再生活動は持続可能な社会づくりを目指すので、地域のコミュニティーづくりや保全、防災活動ともつながる。

若者が生活するためには、憩いの場としての自然景観とともに便利さと、さらに洗練された街づくりが必要であること。また、老人が生活するためには里山でかつて行われていた伝統的な生活様式を維持することと同時に、移動手段などの便利さが必要である。

9 高安農空間づくり協議会の活動と高安自然再生活動の一致

高安の農業委員や実行組合が実施している農空間づくり協議会が実施している放棄地を利用した無農薬有機コットン作りは、高安自然再生協議会が提案している伝統的な河内木綿作りと一致し、農空間づくりの代表である斉藤氏が、今後協働していく実施していくことを確認した。

10 高安自然再生活動の全体構想案について

当協議会の特徴として、他の自然再生協議会との大きな違いは行政指導型ではなく市民指導型の協議会であること。行政も加わり今後の高安自然再生活動の全体構想を協議していくことには、大きな意義がある。

現在行政が企画している事業を自然再生推進法に基づく事業に変更することの可能性について議論が必要である。

老朽化した溜池の改修工事などは、私有地であってもその必要性に応じて、地方自治体の八尾市のみどり課と議論することによって、国の補助金を確保できる可能性があること。恩智川や高安のため池と河川の自然再生についてより深い議論をするためには、大阪府の河川土木関係部署の意見を聞く必要があること。

1 1 第3回高安自然再生協議会について

次回の協議会は11月9日（日）には八尾市環境フェスティバルの第2部の開催に合わせて、大阪経済法科大学で、高安自然再生協議会のシンポジウムを開催する旨を会長から報告された。